

空間分煙の取組



喫煙室の例

空間分煙による対策を実施する場合、喫煙室を設置します。喫煙室には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器（換気扇など）を設置し、適切に稼働、維持管理します。

また、職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$

以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とし、喫煙室からたばこの煙やにおいの漏れを防止するため、非喫煙場所と喫煙室との境界において喫煙室へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上にします。

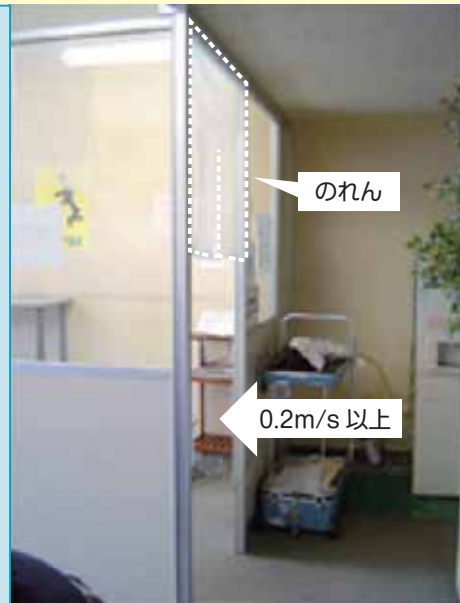


局所排気装置方式のフードを設置し、大型ファンで十分な排気量を確保した喫煙室。喫煙者が多く、短い休憩時間に多くの喫煙者が集中する場合に効果的である。



換気扇を4台設置して十分な排気量を確保した喫煙室

排気量の不足により $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上の気流が確保できない場合は、のれんを吊るして開口部を小さくすると気流の風速を確保できる場合があります。



のれん

$0.2\text{m}/\text{s}$ 以上

出入口にのれんを吊るして、 $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上の気流の風速を確保

職場における喫煙対策のためのガイドライン（平成15年厚生労働省労働基準局長通達）

ガイドラインの内容は次のページのとおりです。

ガイドラインでは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示しています。適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙及び空間分煙がありますが、このガイドラインは、空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定しています。